

こ支家第 1 1 8 号
令和 6 年 3 月 5 日

各 都道府県児童福祉主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当の受給資格者からの申出による資格喪失について

平素より、ひとり親家庭等への支援につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

今般「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「児童扶養手当については、受給資格者からの申出による資格喪失を可能とする方向で検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされたところです。

これを踏まえ、受給資格者からの申出による資格喪失について、下記のとおりお示ししますので、各都道府県においては、必要に応じて運用をご検討いただくとともに、管内市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

児童扶養手当に係る認定は受けているものの、全部支給停止である場合等において、受給資格者から児童扶養手当の受給資格を辞退したい旨の申出があった場合には、以下の取扱いにより資格を喪失させることができる。

- ・ 受給資格者からの受給資格の辞退を申し出る届書（以下「辞退届」という。）の様式を定めることが望ましく、辞退届の提出により、受給資格者本人からの申出を確認すること
- ・ 辞退届を受理した場合は、児童扶養手当法施行規則第 22 条に基づき児童扶養手当資格喪失通知書を交付すること。なお、児童扶養手当資格喪失通知書の記載に当

たっては、「受給資格がなくなった日」は辞退届の受理日とし、「受給資格がなくなった理由」は「辞退届が提出されたため」等とすること

- 手当の支給は、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わることとされているため、辞退届を受理した日の属する月分までの手当については、辞退届の届出者が全部支給停止者でない場合は支給すること。なお、遡って受給資格が喪失することとはせず、既に支給した手当の返還は不要であること
- 受給資格者の意思により受給資格者本人から提出された辞退届のみ有効であり、受給資格者に対し辞退届の提出を促してはならないこと。なお、受給資格者本人から提出されているか必ず本人確認を行うこと
- 辞退届の受理に当たっては受給資格者へのひとり親家庭に対する各種支援の必要性を確認することとし、受給資格者の所得が今後も所得制限限度額を下回る見込みがないなど、支援が必要ないと判断できる場合のみ辞退届を受理することが可能であること
- 辞退届を受理する際には、受給資格者に対し、児童扶養手当の認定が改めて必要となった場合は、認定請求書を再度提出する必要があることを書面にて説明すること（辞退届の備考欄等に記載することが望ましい。）。また、その際に、ひとり親家庭に対する各種支援策を案内し必要な支援につなげること